

| 該当所属 | 監査の結果（指摘事項） | 措置・対応状況の別 | 内容 |
|------------------------|--|------------|--|
| 1 スポーツ振興課 | 1 収入事務について (1) 調定事務 ア 行政財産使用料の算出に誤りがあった。 行政財産の使用料については、郡山市行政財産使用料条例第2条の規定に基づき、使用料を徴収しなければならないが、体育施設行政財産使用料の算出に誤りがあった。 | 措置 (完了) | 不足額については、速やかに納入通知書を発送し、相手方の納入を確認いたしました。 平成30年9月18日措置通知 市長 |
| 2 富久山クリーンセンター | イ 行政財産目的外使用に係る私用光熱水料の算出に誤りがあった。 行政財産目的外使用許可を受けた者は、郡山市財産管理事務要領第16条の規定に基づき、使用の形態、使用面積に応じ光熱水費等を負担しなければならないが、施設利用に係る水道料の算出に誤りがあった。 | 措置 (完了) | 施設利用に係る水道料の算出については、勤務人数及び使用期間等を根拠として算出していますが、再計算した結果、不足額が生じていることを確認しましたので、使用時業者から不足分を徴収いたしました。 今後は、使用形態等から確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。 平成30年9月18日措置通知 市長 |
| 3 公有資産 マネジメント課 | (2) 徴収事務 手数料徴収に適切でないものがあった。 ア 土地に関する証明及び諸証明等手数料については、郡山市手数料条例第3条第1項の規定に基づき、申請又は請求の際に手数料を納付させなければならないが、申請の際に徴収していなかった。 | 措置 (完了) | 土地に関する証明及び諸証明等手数料につきましては、郡山市手数料条例の規定に基づき、申請又は請求の際に手数料を納付させるよう、収納事務の取り扱いを改めました。 平成30年9月18日措置通知 市長 |
| 4 熱海温泉事業所 | イ 名義変更手数料については、郡山市熱海温泉事業条例第18条第5項の規定に基づき、申請の際に手数料を納入させなければならないが、諸証明等手数料は、同条例第24条の規定に基づき、手数料を徴収して交付するが、申請の際に徴収していなかった。 | 措置 (完了) | 手数料の徴収につきましては、熱海温泉事業条例の規定に基づき、申請又は証明書交付の際に手数料を納付させるよう、収納事務の取り扱いを改めました。 平成30年9月18日措置通知 市長 |
| 5 財政課 河内クリーンセンター | 2 支出事務について (1) 支出一般 納品書を受領せず支出命令をしているものがあった。 納品書は、支出の根拠となる重要な証拠書類であり、郡山市財務規則第55条の規定に基づき、支出権者は、支出命令の際に照合すべきものであるが、受領せず支出命令をしているものがあった。 | 措置 (完了) | (財政課) 支出の根拠となる添付資料については、財務規則に規定する事務処理に従い適正に処理しました。 (河内クリーンセンター) 支出の根拠となる添付資料については、財務規則に規定する事務処理に従い適正に処理しました。 平成30年9月18日措置通知 市長 |
| 6 国際政策課 | (2) 賃借料支出事務 賃借料の支払いが遅延しているものがあった。 賃借料の支払いについては、賃貸借契約書に基づき、毎月末日までに翌月分を支払わなければならないが、住居の賃借料において、支払いが遅延しているものがあった。 | 措置 (完了) | 支払が遅延した賃借料については、速やかに支払うとともに、翌月以降については適切な時期に支払いを行っています。 今後とも遅延のないよう、確認を徹底します。 平成30年9月18日措置通知 市長 |
| 7 国際政策課 | 3 契約事務について (1) 契約締結事務 契約書に必要な書類が添付されていないものがあった。 契約書は、郡山市契約規則第3条第2項の規定に基づき、関係書類を添えたものでなければならないが、委託契約において必要な書類が添付されていないものがあった。 | 措置 (完了) | 契約事務については、指摘があった以降、契約書作成の際の確認を徹底し、契約規則の規定により適正に契約締結を行っています。 平成30年9月18日措置通知 市長 |

平成29年度 第1回定期監査（平成29年7月18日報告） 【指摘事項】
 対象部局：税務部、文化スポーツ部、生活環境部

| 該当所属 | 監査の結果（指摘事項） | 措置・対応状況の別 | 内容 |
|-----------------------------|---|------------|---|
| 8 熱海温泉事業所 文化振興課 生活環境課 | 4 財産管理事務について (1) 公有財産管理事務 行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録していないものがあつた。 公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可をしたときは、郡山市財産規則第27条の規定に基づき、許可の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあつた。 | 措置 (完了) | (熱海温泉事業所) 行政財産の目的外使用許可による財務会計システムへの登録につきましては、財産規則に基づき、速やかに登録いたしました。 (文化振興課) 行政財産の目的外使用許可による財務会計システムへの登録につきましては、財産規則に基づき、速やかに登録いたしました。 (生活環境課) 指摘のありました行政財産目的外使用許可について、財産規則に基づき、速やかに財務会計システムへ登録いたしました。 平成29年8月21日措置通知 市長 |